

プラスチック資源の選別・資源化業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 事業の概要

(1) 件名

プラスチック資源の選別・資源化業務委託（単価）

(2) 業務内容

「仕様書（案）」（別紙）参照

ただし、プロポーザルにおいて、参加事業者が提案する内容を基に区と協議の上、仕様の内容を決定する。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

・契約は単年度契約とするが、履行状況を厳正に確認し、履行実績が良好と認められた場合に限り、引き続き1年単位で契約更新できるものとする。更新は4回までとする。

(4) 委託目安金額

131,800,000円（消費税分及び地方消費税相当額含む）

(5) 想定搬入量

令和9年度 想定搬入量：1,736,000kg

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている法人であること。また、参加資格の基準日は「プロポーザル参加申込書」（様式1）の申込日とし、申込後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、当該資格を喪失した時点で申込を無効とする。

- (1)台東区での競争入札参加資格を有していること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3)東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日付9台総経第170号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (4)東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日付23台総経第645号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (6)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (7)不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8)過去5年間で地方公共団体が実施する清掃事業において排出される、廃棄物及び資源の処理委託実績があること。

- (9)区が運搬するプラスチック資源を、自らの保有する処理施設において、計量、処理等を行うことができること。なお、処理施設は、台東区松が谷3丁目1番1号から受け入れ施設までの走行距離が15km以内に所在する施設とする。

3 スケジュール（予定）

内容	日程
募集要項の公表	令和8年8月31日(月)から9月15日(火)まで
参加申込書の提出	令和8年9月15日(火)までの土日を除く午前9時から午後4時まで
質問の受付	令和8年8月31日(月)から9月7日(月)午後4時まで
質問の回答	令和8年9月11日(金)まで
企画提案書等の提出	令和8年9月15日(火)から9月25日(金)までの土日を除く午前9時から午後4時まで
第一次審査（書類審査）	令和8年9月28日(月)から10月19日(月)まで
第一次審査結果及び第二次審査（プレゼンテーション）の通知	令和8年10月19日(月)まで
現地確認（施設の確認）	令和8年10月20日(火)から10月30日(金)までの間
第二次審査	令和8年11月2日(月)
プロポーザル評価結果通知・公表	令和8年11月9日(月)以降
業務内容の協議及び仕様書の調整	令和8年11月9日(月)以降
契約締結日	令和9年4月1日(木)

4 応募方法・提出書類

本プロポーザル募集に係る様式は台東区ホームページ上に掲載する。

< プロポーザル参加申込書等の提出 >

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③会社概要（様式3）

※東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札資格審査受付票を添付すること。

(2) 提出先

台東区役所6階 清掃リサイクル課（台東区東上野4-5-6）

(3) 提出方法

清掃リサイクル課へ郵送（簡易書留に限る）又は直接持参すること。提出期限までに持参しなかった場合（郵送においては到着しなかった場合）は失格とする。電子メール、FAXでの提出は認めない。

(4) 提出期間

公表日から令和8年9月15日（火）まで

なお、提出時間は、土曜、日曜を除く午前9時から午後4時までとする。

<質問の受付>

本案件（本要項、仕様書、提案書作成要領等）に関する質問は、次のとおり行うこと。

（1）提出書類

質問書（様式4）

（2）提出先

清掃リサイクル課

電子メール送付先：電子メール送付先 seisou-04.p2r@city.taito.tokyo.jp

（3）受付方法

清掃リサイクル課へ電子メールにより、質問書を提出すること。なお、電話、FAXでの質問は受け付けない。

- ・件名は「【事業者名】プラスチック資源の選別・資源化業務委託」とすること。
- ・送信後、電話により受信確認を行うこと。
- ・口頭での質問は不可とする。
- ・質問の内容によって個別に確認する場合がある。

（4）受付期間

公表日から令和8年9月7日（月）午後4時まで

（5）回答方法

令和8年9月11日（金）までに台東区ホームページ上に公開する。ただし、公平な競争を妨げる恐れがあると事務局が判断する内容については、電子メールにより質問者のみに回答する場合もある。

なお、質問に対する回答は、その内容に応じて本要項及び仕様書の修正とみなす。

<提案書の提出>

プロポーザル参加申し込みを行った者は、「提案書作成要領」（別紙）を参照の上、以下の通り、提案書その他の書類を作成し、提出すること。

（1）提出書類

- ①鏡文（様式5）
- ②同種業務実績書（様式6）
- ③業務の実施体制（様式7）
- ④企画提案書（様式自由）（20 ページ以内にまとめること）
- ⑤プラスチック資源の処理フロー図（様式自由）
- ⑥業務の工程計画（実施スケジュール）（様式自由）
- ⑦見積書（令和9年度）（様式自由）
- ⑧処理施設が自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は許可証等の写し

（2）提出先

台東区役所6階 清掃リサイクル課（台東区東上野4-5-6）

(3) 提出方法

清掃リサイクル課へ郵送（簡易書留に限る）又は直接持参すること。提出期限までに持参しなかった場合（郵送においては到着しなかった場合）は失格とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

また、提出形式は紙媒体の他、電子ファイル（CD-ROM）を提出すること。データの形式はワード又はPDF形式とする。

(4) 提出期間

令和8年9月15日（火）から9月25日（金）まで。

なお、提出時間は、土日を除く午前9時から午後4時までとする。

5 選定方法等

(1) 選定委員会

台東区が設置する「台東区プラスチック資源の選別・資源化処理業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において次の審査を実施し、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査方法

（一次審査について）

一次審査は書類審査とする。委員会において提出書類を審査し、二次審査の対象となる者を選定する。

なお、一次審査の結果通知は、令和8年10月19日（月）までに電子メール及び郵送にて「一次審査の結果通知書」を送付する。

（二次審査について）

二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、審査は非公開とする。

(3) 現地確認

搬入先となる処理施設については事前に事務局により現地確認を行う。実施日時については、一次審査結果通知後、事務局と協議の上、決定する。

(4) 審査事項

委員会は提案内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの状況について次の審査項目を評価、採点し、最高得点を得た事業者を優先交渉権者と選定する。

【審査項目】

①事業実績

②業務体制

③提案内容

- ・提案事業者について
- ・施設・設備の能力及び資源化処理体制
- ・プラスチック資源の取扱い
- ・将来的な対応

④実施スケジュール

⑤提示価格

⑥現地調査

⑦その他

(5) 審査結果

審査後、事務局はプロポーザル提案者に「プロポーザル評価結果通知書」を郵送にて速やかに通知する。優先交渉権者のみ、台東区ホームページ上でも公表する。なお、審査内容についての問い合わせについては一切応じない。

6 契約手続き

(1) 契約期間

「プロポーザル評価結果通知書」による通知後、本業務を履行できる条件（施設・人員等の確保）が整い次第、契約締結をする。

(2) 契約手続き

優先交渉権者と契約交渉を行う双方が合意した段階で、随意契約の手続きを行うものとする。優先交渉権者と契約条件で合意に至らない場合、又は本プロポーザル終了後、参加資格に虚偽が認められた等の場合は、次順位交渉権者と契約交渉を行う。

(3) 留意事項

台東区議会において本事業に関する各年度予算が議決された場合に限り契約締結を行うものとする。

7 留意事項

(1) 提案は1社につき1案とし、複数の提案書の提出はできないものとする。

(2) 参加事業者が応募に要した費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(3) 令和9年度の見積額が委託目安金額を超えていても、当該応募を無効としない。

(4) 提出後の提案書等（見積書を含む）の修正及び変更は認めない。

(5) 参加申込書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届出書（様式8）を事務局まで事前に連絡の上、郵送にて提出すること。

(6) 本募集に関して提出された応募書類は一切返却しない。

(7) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

(8) 提出する電子ファイルは、マイクロソフト社 Office365®で読み込むことが可能なものとする。

(9) 委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって優先交渉権者と区は、審査の結果、採択された企画提案に基づき委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、契約内容を決定する。よって、提出書類による提案の内容や金額を一部変更して契約する場合がある。

8 問合せ・書類提出先（事務局）

台東区役所 環境清掃部 清掃リサイクル課（台東区役所 6 階⑦番窓口）

担当：伊東、大島

住所：〒110-8615 台東区東上野 4-5-6

電話番号：03-5246-1291(直通)

FAX 番号：03-5246-1159

メールアドレス：seisou-04.p2r@city.taito.tokyo.jp